

米トレーサビリティ制度

目的

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

生産者

流通業者

米加工品
製造業者

小売販売
業者

外食業者

業者間の取引等の
記録の作成・保存が
義務付けられています。

一般消費者まで
産地情報の伝達が義務
付けられています。

(注)「米穀(玄米・精米等)、米粉や米こうじ等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん」が対象品目です。

お問い合わせ先

北海道農政事務所
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-051-031

東北農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-796-110

関東農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-087-110

北陸農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-646-110

東海農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-242-110

近畿農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-317-142

中国四国農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-558-110

九州農政局
米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-005-110

沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課
TEL：098-866-1672

農林水産省消費・安全局
米穀流通・食品表示監視室
TEL：0120-714-110

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

